

大気移動測定車による環境大気測定業務委託

仕 様 書

令和 7 年 2 月

岡山市環境局環境部環境保全課

目 次

1. 委託業務の概要	4
1.1 委託業務の目的及び概要	4
1.2 委託業務範囲	4
2. 委託業務の基本事項	5
2.1 適用範囲	5
2.2 委託期間	5
2.3 委託料の支払い方法	5
2.4 担当課	5
2.5 履行場所	5
2.6 協議	5
2.7 法令・マニュアルの適用	6
2.8 再委託の禁止	6
2.9 品質管理・保証等	6
2.10 秘密の保持	6
2.11 セキュリティ対策	6
2.12 契約時等に提出する書類	7
2.13 業務責任者	7
2.14 損害の賠償	8
2.15 貸与資料	8
2.16 現場管理	8
2.17 災害防止等	8
2.18 緊急時の措置	9
2.19 作業経過の報告	9
2.20 その他	9
3. 業務詳細	10

3.1	移動測定車の設置及び撤去	10
3.2	測定、保守等	11
3.3	測定結果の報告等	12
3.4	検査及び検収	13
4.	成果品	15
4.1	提出書類等	15
4.2	成果品の帰属・著作権等	15
4.3	成果品の契約不適合責任	15
4.4	成果品の納品方法	15
	別紙参考様式	17

1. 委託業務の概要

1.1 委託業務の目的及び概要

本委託業務は、移動測定車による環境大気測定（以下「測定」という。）を実施し、大気汚染の状況を調査するものである。

1.2 委託業務範囲

本委託業務の業務範囲は次のとおりとする。

- (1) 移動測定車による環境大気測定
- (2) その他関連業務

2. 委託業務の基本事項

2.1 適用範囲

本仕様書は、岡山市（以下「委託者」という。）が受託者に委託する本委託業務に適用する。なお、本仕様書は基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、当然必要と思われるものについては、委託者と協議のうえ、受託者の責任において誠実に履行すること。

2.2 委託期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

2.3 委託料の支払い方法

完了後一括払い

2.4 担当課

本委託業務における担当課は環境局環境部環境保全課とする。

所在地 岡山市北区大供一丁目2番3号（岡山市役所分庁舎 6F）
電 話 086-803-1280
E-mail kankyohozen@city.okayama.lg.jp

2.5 履行場所

岡山市南区古新田地内又はその周辺

2.6 協議

- (1) 本委託業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は委託者と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ、委託者の指示に従い業務を履行すること。
- (2) 委託者が必要と認めたときは、作業の変更又は中止を指示することがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は両者の協議により定めるものとする。なお、変更による必要な履行期間は別に定めるものとする。
- (3) 委託者は、業務責任者その他の業務従事者（業務の一部を委任された者、業務の一部を下請けする者を含む。）について、業務の履行又は管理に関して著しく不相当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとる

ことを請求することができるものとする。

2.7 法令・マニュアルの適用

受託者は、本委託業務の実施にあたり、関係する法令等を遵守し、及びマニュアルに準拠すること。

- (1) 岡山市契約規則（平成元年市規則第 63 号）
- (2) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- (4) 岡山市立学校管理規則（昭和 38 年市教育委員会規則第 6 号）
- (5) 岡山市立学校施設の使用に関する規則（平成 13 年市教育委員会規則第 3 号）
- (6) 環境大気常時監視マニュアル（第 6 版 平成 22 年 3 月環境省水・大気環境局）（以下「常時監視マニュアル」という。）
- (7) その他関係法規、条例、要綱等

2.8 再委託の禁止

受託者は、本委託業務の全部又は一部を第三者へ再委託してはならない。

ただし、本業務の一部を第三者に委託するため、「**2.12 契約時等に提出する書類 (4) 下請負通知書**」を委託者に提出した場合は、この限りではない。

2.9 品質管理・保証等

受託者は、本委託業務の履行にあたり、適切な品質管理の実施及び品質の保証を行うとともに、必要な企画立案能力、技術的能力の向上に努めなければならない。

2.10 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を本委託業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

2.11 セキュリティ対策

- (1) 受託者は、必要に応じて、本委託業務で利用する情報システム等について、アクセス制御、不正アクセスに対する防御及び監視等により、サイバー攻撃対策、情報流出対策、改ざん防止対策等のセキュリティ対策を講ずること。
- (2) 受託者は、本委託業務で利用する情報システム等について、技術的脆弱性に関する情報（OS、その他ソフトウェアのパッチ発行情報等）を定期的に収集し、随時パッチ

等を適用し、脆弱性対策を講ずること。

- (3) 受託者は、コンピューターウイルス等、悪意のあるプログラムの侵入を防止するため、信頼性の高いウイルス対策ソフトを導入し、かつ、最新のバージョンのパターンファイルを適用する等により、適切に本委託業務を履行すること。
- (4) 受託者は、本委託業務で取り扱う情報を電子データとして送受信する場合は、必要に応じて、専用回線等の利用、通信の暗号化、データの暗号化、ID・パスワード設定等の情報流出対策を適切に講ずること。
- (5) 受託者は、本委託業務で取り扱う情報について、適切に保管・管理を行うこと。また、電子データについては、定期的にバックアップを実施し、消失等することがないようにすること。
- (6) 受託者が適切な対応を怠り、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、すべて受託者の責任と負担により、信頼回復、原状回復、その他賠償等について対応すること。
- (7) 受託者は委託者から情報セキュリティに関する立入りの監査・調査を求められた場合は、受け入れること。

2.12 契約時等に提出する書類

受託者は、本委託業務の履行にあたり、次の書類を作成すること。また、(4)にあつては委託者の承諾を得ること。なお、契約に関する書類は別とし、書類作成に係る費用は全て受託者の負担とする。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 委託作業表
- (3) 業務責任者届
- (4) 下請負通知書（本委託業務の一部を再委託する場合に限る。）
- (5) 環境計量士（濃度関係）登録証写し
- (6) 委託業務完了通知書

2.13 業務責任者

本委託業務を遂行する業務責任者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 本委託業務の全統括及び管理を行う能力を有していること。
- (2) 業務責任者として、業務従事者の指揮監督等を適切に行った実務経験を通算で1年間以上有していること。

- (3) 本委託業務で必要となるコミュニケーション能力、マナー、一般常識を有していること。
- (4) 本委託業務履行に関して発生したクレーム・問い合わせ等に対し、迅速かつ丁寧な対応が可能であること。

2.14 損害の賠償

本委託業務の履行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、委託者の責めに帰する場合を除き、全て受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は費用負担を含む一切の責任を負わない。

2.15 貸与資料

- (1) 受託者が本委託業務を履行するうえで必要となる資料のうち委託者が提供することが可能な資料（以下「貸与資料」という。）は、委託者が受託者に貸与するものとする。なお、貸与は業務責任者が受けるものとする。
- (2) 貸与資料は、その重要性を認識し、取扱い及び保管を慎重に行うこと。
- (3) 貸与資料（電子データ及び電子媒体を除く。）は、作業終了後若しくは契約を解除されたとき又は本委託業務履行上不要になった場合、委託者に返却すること。
- (4) 貸与資料のうち電子データ及び電子媒体は、作業終了後若しくは契約を解除されたとき又は本委託業務履行上不要になった場合、適切に廃棄すること。
- (5) 貸与資料の複製物は適切に廃棄するなど、委託者の指示に従った処置を行うこと。

2.16 現場管理

- (1) 業務責任者は、原則本委託業務履行の場所に常駐し、工程及び現場管理を適切に行うこと。
- (2) 工程は事前に委託者と協議して決定する。
- (3) 本委託業務履行完了後は、後片付け及び清掃を行うこと。
- (4) 現場管理上の事故については、全て受託者の責任とする。

2.17 災害防止等

本委託業務履行にあたっては、本委託業務に従事する者の安全災害防止対策に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の保安法令に違反することのないよう、特に留意して履行すること。

2.18 緊急時の措置

受託者は、本委託業務の履行中に事故又は災害等の不測の事態が発生した場合は、所要の処置を講ずるとともに事故等発生の原因及び経過、事故等による被害の内容等について、直ちに委託者に報告すること。

2.19 作業経過の報告

本委託業務の履行期間中において、受託者は委託者と緊密な連絡に努め作業を遂行すること。また、委託者は必要に応じて本委託業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができるものとする。なお、打ち合わせで決定し、又は委託者が指示した事項等について、受託者は定期的にその進捗を報告すること。

2.20 その他

- (1) 受託者は、作業の工程において確認事項がある場合、書面により委託者に提出し確認を行うことができる。
- (2) 受託者は、本委託業務が自治体からの委託を受けた業務であることを認識し、委託者の信頼を失墜させることのないよう誠実に履行すること。
- (3) 受託者は、委託者からの変更要望または委託者の承認がない限り、業務責任者を変更してはならない。

3. 業務詳細

3.1 移動測定車の設置及び撤去

- (1) 常時監視マニュアルに準拠した仕様の移動測定車を設置すること。ただし、「**3.2 測定、保守等 (2)**」の測定項目のうち、一部の項目について、移動測定車によらない方法で測定を行うことができる。その場合、常時監視マニュアルに準拠した仕様の装置を設置すること。
- (2) 測定場所は委託者が選定する事業所等（岡山市南区古新田地内又はその周辺。更地を含み、以下単に「事業所等」という。）又は岡山市立福田小学校（岡山市南区古新田1095。以下「福田小」という。）の敷地内の委託者が指示する場所とする。なお、事業所等又は福田小の事情、周辺状況等の理由により、測定時期によって当該敷地内の測定場所が異なる場合がある。また、同様の理由により、やむを得ず設置場所を近隣敷地等に変更する場合があるため、柔軟に対応すること。測定場所の変更については、委託者と受託者が協議して決定するものとする。

- (3) 測定は次の時期を基本とする。

夏期：7～9月 秋期：10～12月 冬期：1～2月

各時期の測定実施期間は連続する7日間とし、移動測定車の設置日及び撤去日は当該測定実施期間には含まない（設置日と撤去日を除く日の0時から24時を測定実施期間とする。）。ただし、**(1)**のただし書のとおり、一部の項目の測定を移動測定車によらない方法で行う場合は、移動測定車の設置日又は撤去日を当該項目の測定の実施期間の一部としてもよいものとする。

- (4) 測定日は委託者と受託者が協議して決定するものとする。なお、事業所等又は福田小の事情、周辺状況等の理由により、**(3)**の時期が前後する場合があるため、留意すること。
- (5) 測定場所へは事前に事業所等又は福田小の責任者（不在の場合はその代理者。更地の場合は土地所有者。以下単に「責任者」という。）に了承を得たうえで立ち入ることとし、敷地内外の移動及び作業にあたっては、来場者及び従業員又は児童その他の各小学校利用者（以下「利用者等」という。）その他通行人の安全に十分配慮すること。
- (6) 移動測定車の進路、車の駐車場所等については、責任者の指示に従うこと。
- (7) 測定に必要な仮設電源を準備すること。仮設電柱の設置場所、ケーブルの取り回し等については、事前に責任者（事業所等又は福田小敷地外の土地にあっては当該土地の

所有者、占有者又は管理者）及び必要な関係機関（道路管理者等）に了承を得、必要な措置を講じること。仮設電気の引き込み工事及び仮設電源の使用中に事故が発生しないよう十分配慮すること。なお、仮設電気の引き込みに係る必要な申請、工事、警備員（必要な場合に限る。）等は受託者が遅滞なく実施し、これらに要する費用（電気料金を含む。）は、全て受託者の負担とする。

- (8) 移動測定車（一部の項目の測定を移動測定車によらない方法で行う場合はその測定装置を含む。以下同じ。）は事業所等又は小学校の敷地内に設置するため、移動測定車の周囲にガードフェンス等を設置するなど、移動測定車への利用者等の接触、福田小にあつては児童等が使用するボールの衝突等が発生しないよう努めること。設置したガードフェンス等は風による転倒、移動等が生じないように固定すること。また、ガードフェンス等の中に立ち入らないよう、必要な掲示を行うこと。なお、ガードフェンス等の費用は、全て受託者の負担とする。
- (9) 設置作業、撤去作業及び「**3.2 測定、保守等 (3)**」の保守管理にあたっては、事業所等又は福田小の敷地内の工作物、車等（以下「工作物等」という。）へ接触等（風等による間接的な接触を含む。）することがないように、十分気を付けること。なお、接触等により工作物等の損傷、破損等が生じた場合は、「**2.14 損害の賠償**」のとおり対応すること。
- (10) 設置する場所に傾斜がある場合は、移動測定車を水平に保つなど、精確な測定データが得られる対策を行うこと。なお、対策に係る費用は、全て受託者の負担とする。
- (11) 原則、測定実施期間中に移動測定車の外に不要な資材を置いた状態にしないこと（設置及び撤去作業時を除く。）。測定実施期間終了後は、移動測定車のほか、全ての資材を持ち帰ること。
- (12) 移動測定車、仮設電源、ガードフェンス等の設置が原因で土地が改変された場合は、撤去の際に原状回復すること。

3.2 測定、保守等

- (1) 測定及び保守は常時監視マニュアルに準拠して行うこと。
- (2) 測定項目は、次のとおりとする。
 - ア 一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO₂）、窒素酸化物（NO_x）
 - イ 浮遊粒子状物質（SPM）
 - ウ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）
 - エ 光化学オキシダント（O_x）

オ 一酸化炭素 (CO)

カ メタン (CH₄)、非メタン炭化水素 (NMHC)、全炭化水素 (THC)

キ 風向風速 (WDWS)

ク 気温、湿度

- (3) 測定実施期間中は、必要な測定機器の保守管理、周辺の状況確認を行うなど、精確な測定データが得られる体制を執ること。また、「**3.1 移動測定車の設置 (8)**」で設置したガードフェンス等の状態を、必要に応じて是正すること。なお、「**3.1 移動測定車の設置 (5)**」と同様に、立入及び安全配慮を実施すること。
- (4) 周辺で野焼き、工事その他の測定結果に影響を及ぼすおそれのある事象（以下「野焼き等」という。）が確認された場合は、その状況を記録し、委託者に報告すること。
- (5) 測定機器の保守管理に使用する試薬、記録紙、インク、ろ紙、測定機器校正用標準ガス等一切の消耗品は、全て受託者の負担とする。
- (6) 測定及び保守において発生した廃棄物は適切に廃棄すること。なお、廃棄に要する費用は、全て受託者の負担とする。
- (7) 受託者は事業所等、福田小等から測定等について説明を求められた場合は、丁寧に対応すること。また、委託者が同様の説明を求められた場合は、受託者はその対応に協力すること。

3.3 測定結果の報告等

- (1) 受託者は、各時期の測定終了後速やかに測定結果等を書面及び電子データで委託者に報告すること。
- (2) (1)の報告は、次に掲げる内容（1時間値など測定機器によって測定することができない場合は、その内容を除く。）を含めること。なお、次の内容は一例であり、必要に応じて表、グラフ又は説明を追加すること。また、表又はグラフの統合、分割、省略等については、委託者と受託者で協議のうえ、柔軟に対応することとする。

ア 時刻別測定結果（別紙参考様式1）

（日ごとの1時間値、1時間値の最高値・最低値・日平均値を示した表）

イ 時刻別測定結果（別紙参考様式2）

（大気質ごとの1時間値、1時間値の最高値・最低値・日平均値・昼間の時間帯（5時～20時）の平均値（光化学オキシダントに限る。）・8時間平均値（一酸化炭素に限る。）・3時間（6時～9時）平均値（非メタン炭化水素に限る。）を示した表）

- ウ 大気質ごとの1時間値の推移を示したグラフ
- エ 移動測定車によらない方法で行った項目の測定結果一覧
- オ 風速階級別風向出現率（表及びグラフ（レーダーチャート））
- カ 大気質日平均一覧
（各大気質の日平均値、日平均値の平均値・最高値・最低値及び1時間値の期間平均値・最高値・最低値を示した表）
- キ 日別測定結果（1時間値の平均値・最高値・最低値を示した表）
- ク 気象日平均一覧
（日ごとの風向・風速・気温・湿度の日平均、1時間値の期間平均値・最高値・最低値を示した表）
- ケ 風配率及び風向別平均風速
（日ごと及び期間ごとの風向別風配頻度・風配率・平均風速を示した表及びグラフ（レーダーチャート））
- コ 時刻別平均濃度（期間ごとの時刻別の平均濃度を示した表）
- サ 時刻別平均濃度推移図（期間ごとの時刻別の平均濃度の推移を示したグラフ）
- シ 風向別平均濃度（期間ごとの風向別の平均濃度を示した表）
- ス 大気質調査結果
（日ごとの1時間値の最高値・最低値・日平均値及び環境基準値又は指針値（適否含む）を示した表）
- セ 調査地点位置図
- ソ 写真帳（測定現場状況及び周辺状況（野焼き等が確認された場合に限る。））
- タ 周辺状況の記録（野焼き等が確認された場合に限る。）

- (3) 受託者は、測定結果報告書を令和8年3月19日（木）までに、書面及び電子データで委託者に報告すること。なお、報告書には大気質別の各期間及び全期間の比較（1時間値の最高値、日平均値の最高値、期間平均値及び環境基準値又は指針値を示した表及びグラフ等。1時間値など測定機器によって測定することができない場合は、その内容を除く。）についての記載等を含み、及び(2)の測定結果を添付すること。
- (4) 報告等において必要となる情報は、受託者が収集することとし、委託者は一切費用を負担しない。

3.4 検査及び検収

- (1) 受託者は、業務が完了した時点で、委託業務完了通知書を提出し成果品とともに委託

者の検査を受けること。

- (2) 委託者は、受託者からの完了の通知（委託業務完了通知書）に基づき、完成検査を実施し、その合格をもって検収とする。検査、検収等に要する費用はすべて受託者の負担とする。

4. 成果品

4.1 提出書類等

成果品の内容及び成果品の提出期限は、「**3.3 測定結果の報告等**」に記載のとおりとする。

なお、提出成果品に係る全ての費用（紙代・印刷費・郵送費等）は受託者が負担するものとする。

4.2 成果品の帰属・著作権等

成果品の帰属、著作権等については、別に定める場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 受託者は、委託の目的物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいい、第 27 条、第 28 条に定める権利を含む。）を当該委託の目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、委託の目的物が著作物に該当する場合において、委託者並びに委託者から正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。
- (3) 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

4.3 成果品の契約不適合責任

- (1) 全ての成果品について、納品の後、委託期間中に受託者の責による不備が発見された場合は、委託者の指示に従い必要な処理（関連する項目の再検査及び不良箇所の修正）を受託者の負担において行うこと。
- (2) 委託期間終了後 2 年を保証期間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合は、委託者の指示に基づき受託者の責任において関連する項目を再検査し、不良箇所を修正すること。

4.4 成果品の納品方法

成果品の納品方法は、次のとおりとする。

(1) 規格・数量・等

- ア 提出する成果品は、原則として日本産業規格 A 列 4 番（一部 A 列 3 番可）にて作成すること。なお、提出部数は 1 部とする。
- イ 成果品の電子データの提出は、特に指定がなければ「Microsoft Excel 2016」又は「Microsoft Excel 2019」で利用可能な保存形式（*.xlsx）とすること。
- ウ 成果品の受渡しは、「**2.4 担当課**」に示す委託者担当課執務室とする。なお、受渡しに係る全ての運搬費用は受託者が負担するものとする。

別紙参考様式

時刻別測定結果

地点名:

測定日:

時刻											気 象			
	一酸化窒素	二酸化窒素	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学オキシダント	一酸化炭素	メタン	非メタン炭化水素	全炭化水素	風向	風速	気温	湿度
	NO (ppm)	NO ₂ (ppm)	NO _x (ppm)	SPM (mg/m ³)	PM2.5 (μg/m ³)	O _x (ppm)	CO (ppm)	CH ₄ (ppmC)	NMHC (ppmC)	THC (ppmC)	WD (16方位)	WS (m/s)	TEMP (°C)	HUM (%)
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
観測数														
平均値														
最高値											—			
最低値											—			

※風向の平均値は最多風向を示す。

